

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行により、懲役及び
禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴う所要の規定の整備を行
うため、この案を提出する。

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(昭和47年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑(<u>刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この号において「旧刑法」という。)</u>第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。)に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。